

はじめてみませんか？ゴルフ教室開催します

和寒町ゴルフ協会主催の、ゴルフ教室を開催いたします。経験年数等は問いませんので、初心者の方や未経験者の方も安心してご参加ください。

- 日 程 3月26日(木)、3月28日(土)、3月31日(火)
- 時 間 午後7時00分~9時00分
- 場 所 和寒町交流施設「ひだまり」
- 内 容 基本技術の習得とハンディキャップ向上へのワンポイントレッスン
- 参加料 無料 (保険等は各自でご加入願います)
- 持ち物 運動のできる服装、グローブ、シューズクラブ、ボールは当協会でご用意します。(スパイクは使用できません)



■詳しくは和寒町ゴルフ協会事務局
(北星信用金庫和寒支店内TEL32-2461 波能・仲村まで)

広報わつさむ
お知らせ版

2020.3.5

NO.270

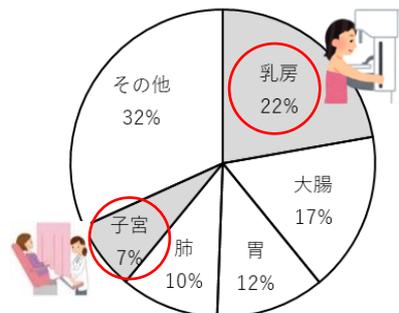
子宮 乳がん検診はお済みですか？

子宮がん、乳がん検診無料クーポン券の有効期限は 3月31日までです。ぜひご利用ください。

- 対象者 20歳以上の女性
- 自己負担額 乳がん・子宮頸がん：無料
超音波検査：300円
- 検診場所 旭川がん検診センター
(旭川市末広東2条6丁目6-10)
- 受診日程・受付時間

日程	受付時間
月~金曜日	午前8:30~11:00 午後1:00~2:00
3月7日(土) 21日(土)	午前8:30~11:00
3月15日(日)	午前8:30~10:00

図 全国の女性のがん部位別罹患率(2014年)



出典：国立がん研究センター
がん情報サービス「がん登録・統計」

- 予約方法 希望される受診日の1週間前までに保健福祉センター(☎32-2000)へご予約ください。

■詳しくは保健福祉課保健係まで(TEL32-2000)



令和2年度『おでかけハイヤー支援事業』受付開始します

75歳以上の方に初乗り運賃の一部を助成するハイヤー券(4月以降利用分)を 3月23日から販売します。

利用のしかた	ハイヤー券1枚(200円)で、初乗り運賃(620円)区間を利用できます。 (1回の利用でハイヤー券1枚のみ使用可)
ハイヤー券	ハイヤー券6枚つづり、1組1,200円 ・1人8組まで購入できます。 ・8組を数回に分けて購入することができます。
販売している所	保健福祉センター・役場住民課お客さま窓口
今、利用しているハイヤー券(ピンク色)	有効期限が今年3月31日までです。 期限を過ぎたハイヤー券は、返金または今回のハイヤー券購入の際に交換することができます。 <u>4月30日(木)まで</u> に手続きをしてください。
その他	来年3月31日までに75歳に達する方も該当します。 利用は土別ハイヤーのみです。

■詳しくは保健福祉課福祉係まで(TEL32-2000)

会計年度任用職員の登録者を募集します

地方公務員法の改正により、令和2年度からこれまでの臨時職員（一般職非常勤）が会計年度任用職員として制度化されます。

下記のとおり、令和2年4月以降に任用予定の計年度任用職員の登録を受け付けます。

区 分	応 募 要 領
1. 職 種	①常勤臨時保育士
2. 募集人員	1名
3. 応募資格	・保育士資格をお持ちの方 ・和寒町に居住している方または通勤可能な方
4. 任用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日（勤務状況により更新あり）
5. 勤務時間	・午前7時30分～午後6時30分の うち7時間30分勤務 （土曜勤務あり。その場合平日が振替休日となります）
6. 賃 金	・月額 152,510円～ ※経験年数に応じて加算あり
7. 保障制度	社会保険、雇用保険、労災保険、有給休暇あり
8. 業務内容	保育業務 ※上川郡和寒町字三笠 95番地 和寒町保育所 ☎0165-32-2242
9. 応募要領	・役場に備え付けの「和寒町会計年度任用職員任用申請書」に、最近3ヶ月以内の写真を貼付し、提出してください。
10. 選考方法	・書類選考及び面接とします。 （面接の日時、場所は直接本人に連絡させていただきます。）
11. 受付期間	令和2年3月23日（月）まで
12. 受付先	〒098-0192 上川郡和寒町字西町 120番地 役場総務課庶務係

■詳しくは総務課庶務係まで(TEL32-2421)

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限が 令和2年4月16日（木）まで延長されました

令和元年分の所得税の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、全国の税務署において申告期限が延長されたところであり、本町においても、4月15日（水）まで延長することといたします。また、3月30日（月）以降は申告会場を設けていませんので、住民課お客さま窓口で受付をお願いいたします。

なお、申告にご持参していただくものは、広報誌2月号に掲載していますのでご確認ください。

●申告延長期間・申告会場

会 場	期 間	受付時間
名寄税務署または旭川中税務署	3月17日（火）～4月16日（木）	午前9時～午後5時
町民センター1階 子供会室	3月16日（月）～3月27日（金）	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時
住民課お客さま窓口係	3月30日（月）～4月15日（水）	役場開庁時間

※郵送で提出する場合は、下記宛先に送付してください。（住所記載不要）

旭川中税務署宛（〒078-8507 旭川中税務署内申告書等集中処理担当部署（名寄税務署））

※e-Taxは従来通り所轄の税務署に送信し、添付資料等は旭川中税務署へ送付してください。

※申告書は、国税庁HP【www.nta.go.jp】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

■詳しくは住民課税務係(TEL32-2422)・名寄税務署(TEL01654-2-2157)